

1. 事業の必要性・概要

2050年までに80%削減という温室効果ガスの大幅削減を実現していくため、低炭素機器の加速的な普及拡大が急務である。さらに、東日本大震災の影響を受け、電力需給対策、節電対策及び再生可能エネルギーの導入推進が求められている。

このため、低炭素機器導入に向けて追加的な投資が必要であるが、特に中小企業等においては、その導入に伴う多額の初期投資費用（頭金）負担がネックとなる。

こうした多額の初期投資負担を軽減し、低炭素機器を普及させるためには、「リース」という金融手法を活用することが有効であり、低炭素機器の導入におけるリース手法の活用のための政策的後押しが必要である。

温室効果ガスの削減を加速化する上で、低炭素機器のリースによる普及を推進するために、引き続き本事業を実施することが必要である。

2. 事業計画（業務内容）

中小・中堅企業等がリースにより低炭素機器を導入した場合に、リース料総額の3%（節電効果の高い機器は5%）をリース事業者に対して補助する（ただし、東日本大震災の被災地域の復興に資するため、岩手県、宮城県又は福島県における低炭素機器に係るリース契約に限定して補助率を10%とする。）。

なお、他の補助制度がある場合には、本制度といずれかを選択することとする。

3. 施策の効果

○本事業による温室効果ガスの削減効果は約3万t-CO₂/年を見込んでいる。

○経済効果として、300億円以上の低炭素機器の設備導入を創出。



背景・目的

低炭素機器の普及を進めるにあたり、多額の初期投資(頭金)が必要となる点を解決する必要がある。頭金を要しないリースという金融手法を活用し、低炭素機器の導入を加速し、生産増に伴う製品価格の低下、内需の拡大を通じて経済成長を促進する。

事業スキーム



事業概要

エコリース促進事業（1,800百万円）

中小・中堅企業や個人事業主等が、低炭素機器をリースで導入した場合に、リース総額の3%又は5%を指定リース事業者に助成（ただし東北3県に係るリース契約は1.0%）し、リース料の低減を行う（他に補助制度がある場合にはどちらかを選択。）。

※低炭素機器の例：太陽光パネル、高効率ボイラー、高効率ヒートポンプ給湯、高効率冷凍冷蔵庫、ハイブリッド建機 等

期待される効果

(i)約3万トンのCO2削減、(ii)300億円以上の環境投資促進

イメージ

